別表第一

一　次に掲げる物の大分類E―製造業

イ　武器又は武器の使用を支援するための活動（輸送、通信、補給、救援又は捜索を含む。）若しくは武力攻撃に対する防御のために特に設計した物

ロ　［略］

ハ　人工衛星（地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しょう体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。）、ロケット若しくはこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料

ニ・ホ　［略］

二　前号イからホまでに掲げる物の小分類九〇一―機械修理業（電気機械器具を除く）及び小分類九〇二―電気機械器具修理業

三　第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九一―ソフトウェア業

四　細分類〇五一九―その他の金属鉱業（核原料物質に係るものに限る。）

五　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一から一五までの項の中欄に掲げる貨物の大分類E―製造業

六　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計及び製造に係る技術（公知の技術であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。）を保有する次のイからヘまでに掲げる業種

イ　大分類E―製造業

ロ　小分類三九一―ソフトウェア業

ハ　小分類七一一―自然科学研究所

ニ　小分類七四三―機械設計業

ホ　小分類七四四―商品・非破壊検査業

ヘ　小分類七四九―その他の技術サービス業

備考　この表は、統計法第二十八条に基づき、産業に関する分類を定める件（平成二十五年十月総務省告示第四百五号）の分類表に従っている。

別表第二

大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
鉱業、採石業、砂利採取業製造業	［削除］	［削除］	［削除］	［削除］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

別表第一

一　次に掲げる物の製造業

イ　武器又は武器の使用を支援するための活動（輸送、通信、補給、救援若しくは捜索を含む。）若しくは武力攻撃に対する防御のために特に設計した物

ロ　［略］

ハ　人工衛星（地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しょう体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。以下同じ。）、ロケット若しくはこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料

ニ・ホ　［略］

二　前号イからホまでに掲げる物に係る機械修理業

三　第一号イ又はロに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関するソフトウェア業

四　人工衛星、ロケット又はこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計したプログラムに関するソフトウェア業

五　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の二から四までの項に掲げるものの製造業

六　輸出貿易管理令別表第一の五の項（三）、（五）から（八）まで、（十四）、（十六）若しくは（十八）、六の項（一）から（四）まで、（六）若しくは（七）、七の項（一）、（六）、（七）、（九）若しくは（十六）から（十九）まで、八の項の中欄、九の項（一）、（三）若しくは（六）から（十一）まで、一〇の項（一）から（四）まで、（六）、（七）、（九）若しくは（十一）、一二の項（一）、（二）、（五）若しくは（六）、一三の項（五）又は一五の項の中欄に掲げるものの製造業

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

別表第二

大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
鉱業、採石業、砂利採取業製造業	金属鉱業	0519	その他の金属鉱業	ただし、核原料物質に限る
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］